

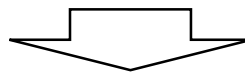
平成28年度に検討すべき課題

1. 監督・検査のあり方について

○ 近年の公共工事に関わる施工不良、不正事案の発生を踏まえ、発注者の責務として、現在及び将来にわたって、より良い品質のインフラを国民に提供する監督・検査内容の充実、体制の確保が必要

【近年発生した施工不良・不正事案と監督・検査関連の再発防止策（各委員会での提言）】

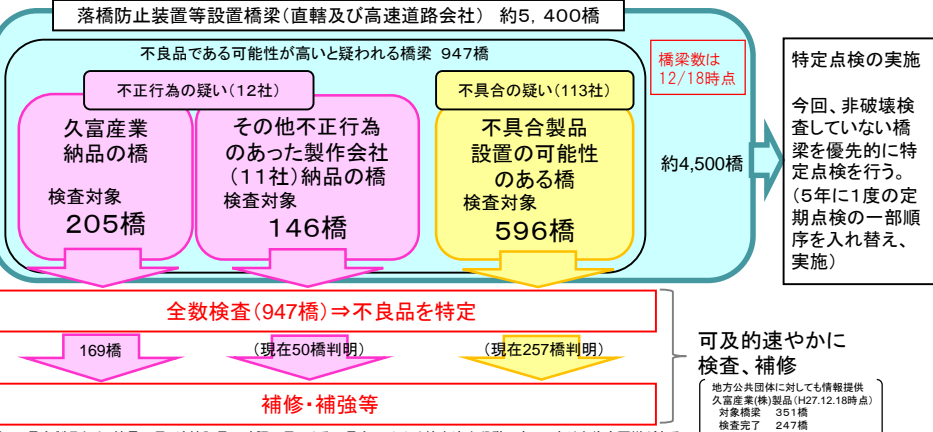
発注者	施工不良・不正事案の概要	主な再発防止策（監督・検査関連）
主に 公共機関	落橋防止装置の溶接不良、データ改ざん 参考資料1 （製作会社と溶接検査機関が共謀し、溶接不良の製品を元請の検査をかいぐって出荷）	<ul style="list-style-type: none"> ISO9001取得会社の活用等による品質管理の充実 発注者による抜き打ち検査の実施 等
	地盤改良工事における施工不良、データの改ざん 参考資料2 （薬液が計画どおりの位置及び量を注入されなかったが、元請がデータを改ざんし、発注者へ虚偽報告）	<ul style="list-style-type: none"> 抜き打ちでの現場立会 ICT等活用により、施工状況を確認できる計測機器の開発・採用
主に 民間	既製ぐいの施工データの改ざん 参考資料3 （機械・記録媒体の不具合等により取得出来なかった施工データ（電流計、流量計）を、くい工事管理者がデータを流用、改ざん）	<ul style="list-style-type: none"> ICT活用による施工管理の合理化の推進 等



このような事案の発生を踏まえ、より確実に工事品質を確保するための工事目的物の品質確認の内容や方法、体制について検討

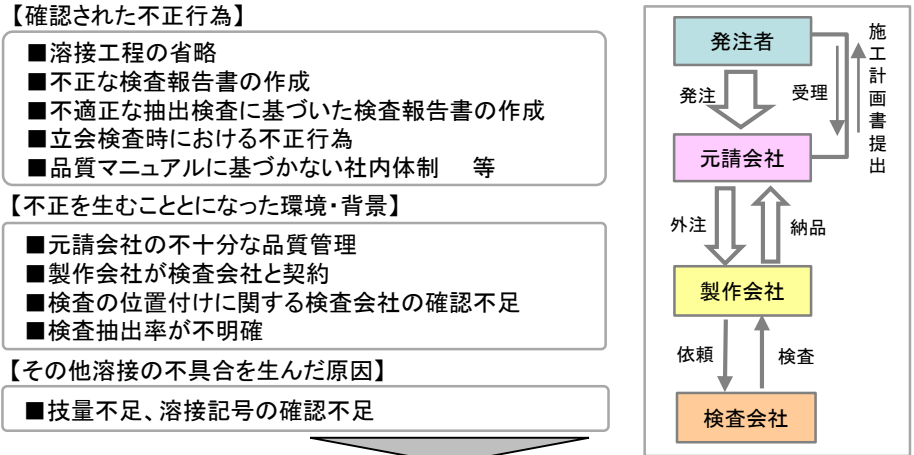
【溶接不良に関する調査】

- 元請会社の自社調査及び発注者による非破壊検査から不良品の可能性が高いと疑われる橋梁を抽出
- 不良品である可能性が高いと疑われる橋梁から先行的に検査・補修し、最終的には約5,400橋全てを検査・補修



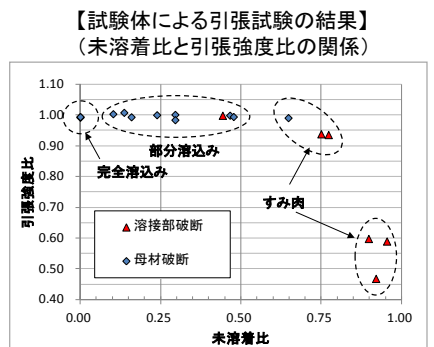
【原因の分析】

- 原因分析は、不正行為自体と不正を生むこととなった環境・背景等に分けて整理



【落橋防止装置の機能及び溶接不良の影響】

- 落橋防止装置は、阪神淡路大震災級の地震の際に、支承等が破壊された場合にはじめて機能するもので、上部構造の落下を防止する目的でフェイルセーフとして設置
- 今回の溶接不良は、溶接が全くなされていなかったものではなく、開先といわれる先端部を斜めに削り取る作業を伴った溶接がなされており、現時点では、落橋防止装置としての機能が低下している可能性は小さく、強度的には深刻な問題ではない
- 溶接不良のある製品を将来にわたって管理する上で、耐久性や不確定要素を考慮すれば、補修等は必要



※未溶着比=未溶着延長/板厚
 ※引張強度比=引張強度の測定値/引張強度の母材測定値

【再発防止策の基本的考え方】

- 外部から品質確認が出来ず、かつ不良が時間の経過によっても露出しにくい構造物については、多重のチェック体制をとる

- 【元請会社による品質管理の強化】**
- 検査会社との契約主体の見直し等
 - 全数検査の実施
 - 元請会社が検査会社を選定し、直接契約(検査を外注する場合)
 - 適切なプロセス管理の実施
- 【製作・検査における不正防止対策の強化】**
- 検査抽出率の見直し
 - 全数検査の実施(再掲)→道路橋示方書の改正
 - ISO9001取得会社の活用等による品質管理の充実**
 - 関係する業界等への要請
 - 溶接業界や非破壊検査業界を含めた関係者に対し、自浄努力や制度改善等の取り組みを要請
 - 不正を働いた製作会社、検査会社等に対する措置
- 【発注者の取り組みの強化】**
- 発注者による検査の強化
 - 発注者による抜き打ち検査の実施
 - その際、非破壊検査の専門家を同行
 - 契約図書における溶接種別の更なる明確化等
 - 元請会社、製作会社の認識の確認
 - 施工性を考慮した設計を行うよう設計会社への再周知
 - 他の発注者への周知

備考:再発防止策については、製作会社と検査会社がともに不正行為を行ったという最も悪質なケースを念頭に置いて整理した上で、これらがその他の不正行為や不具合の防止をカバーできるか確認し、不足があれば対策を追加していく、という手順により整理したものと

【補修等の基本的方針】

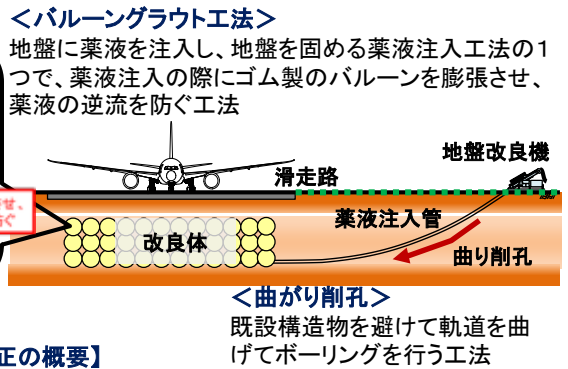
- 完全溶込み溶接で求めている性能に足りない部分は補修等を求めることを基本とし、必要な強度が設計計算上確保できるよう補修・補強または更新

- 新規製作の装置を設置 (取替え又は追加設置)
 - 既設置装置の溶接不良部分を再溶接 (完全溶込み溶接)
 - 既設置装置の改造 (補強部材の設置等)
- ※現場条件等により、必要に応じて学識経験者等の意見も踏まえつつ、個別に検討

地盤改良工事における施工不良等の概要

- 過去10年間に東亜建設工業(株)が行った「薬液注入」又は「曲がり削孔」を伴う国土交通省発注工事28件のうち、**バルーングラウト工法を用いた地盤改良工事5件において、施工不良及び虚偽報告が発覚**
- 上記5件の工事は、いずれも供用中の空港の滑走路等の直下の液化化対策のためのもので、**薬液が必要量注入されない施工不良**であり、加えて**工事の監督・検査においてデータ改ざん等による虚偽報告**を行っていたもの
- なお、今回、東亜建設工業(株)より施工不良がなかったと報告された同社実施の工事については、**別途ボーリング調査を行い、確認**

【地盤改良工事の施工イメージ】



施工不良等に係る原因

- ◆**確認された施工不良等**
- | | |
|--|--|
| 施工不良
○曲がり削孔制御や位置計測の精度
○薬液注入時の薬液の逆流等に伴う注入中止による改良不足
○破損した削孔機材の地中への残置 | 虚偽報告
○薬液注入や削孔での改ざんデータによるモニター表示や記録紙への記載
○事後ボーリング供試体の差替
○余った材料の不正な処分 |
|--|--|

◆**施工不良及び虚偽報告等に至った原因**

- | | | |
|--|---|--|
| 技術開発への対応
○新技術に関する組織的な検証が不十分
○受注拡大方針を示していたにも関わらず、本社の技術成熟度の確認不足
○技術力ある現場作業員の不足 | 施工不良への対応
○品質管理体制の不適切な運用
○報告を受けた支店幹部による改善策の不提示、状況の放置
○来るべき報告を求めない会社幹部の無責任さ | 社内の意識
○経営陣の受注拡大方針に伴う現場への重圧
○コンプライアンスの欠如
○会社幹部によるガバナンスの欠如 |
|--|---|--|

【施工不良等の行われた工事と不正の概要】

工事名	工法	薬液注入割合	削孔位置精度	虚偽報告	ボーリング供試体差替
平成25年度 東京国際空港H誘導路東側他地盤改良工事	鉛直削孔 バルーングラウト	45%	100%	●	●
平成26年度 松山空港誘導路地盤改良工事	曲がり+鉛直削孔 バルーングラウト	52%	96%	●	●
平成26年度 福岡空港滑走路地盤改良工事	曲がり削孔 バルーングラウト	43%	40%	●	●
平成27年度 福岡空港滑走路地盤改良工事	曲がり削孔 バルーングラウト	38%	55%	●	●
平成27年度 東京国際空港C滑走路他地盤改良工事	曲がり削孔 バルーングラウト	5.4%	0%	●	●

再発防止策

- ◆**受注者の対応**
- | | | |
|---|--|--|
| 技術開発への対応
○技術開発における評価の仕組みの構築
○施工能力の把握
○新技術や難易度の高い技術のノウハウの共有化 | 施工不良への対応
○施工不良発生時の適切な対策を組織的に講じる仕組みの構築
○施工不良発生時についての研修等の実施 | 社内の意識
○コンプライアンス、ガバナンスの確保
○役員の姿勢・責任感 |
|---|--|--|

工事の修補

◆**基本方針** 適切な施工管理による確実な施設の修補

- | | | |
|---|--|----------------|
| ＜課題＞
○未経験のばらつきのある地盤
・施工不良による中途半端に改良された地盤
・削孔時の施工不良による残存物
○埋設物、滑走路等への影響 | ＜工事毎の委員会における検討＞
○施工不良地盤の適切な評価
○試験施工による品質確保の確実性の検討
○施工不良時の対応の検討
○設計仕様の厳格な実施ではなく、有すべき性能の確保を重視 | 修補工法の選定 |
|---|--|----------------|

◆**発注者の対応**

- | | | |
|--|--|--|
| 施工方法の選定
○専門家による民間技術の客観的な評価の仕組みの検討
○国土交通省と民間の共同による技術的課題の解決 | 監督・検査
○抜き打ちを交えた現場立会
○工事と分離した事後ボーリングの実施
○現場条件不一致の理解 | 再発防止策の履行監視
○東亜建設工業(株)の再発防止策の確実な実施をフォロー |
|--|--|--|

基礎ぐい工事問題に関する対応について

- 横浜市都筑区のマンションにおいて、基礎ぐいの支持層への未達が6本、根入れ不足が5本あることや、施工データ（電流計データ及びセメントミルク流量計データ）の流用等計70本が判明。
- また、基礎ぐい工事の業界全体において、施工データの流用が広く行われていたことも判明（旭化成建材 360件、コンクリートパイル建設技術協会会員企業 8社56件）。

「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」中間とりまとめ報告書（平成27年12月25日）

○基礎ぐい工事に関する適正な設計・施工及び施工管理のための体制構築（平成28年3月4日）

【施工】建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき施工ルール（告示）を策定

○建設会社が遵守すべき事項として以下を規定

- ・元請による施工体制の確認
- ・元請による試験ぐいへの立会い
- ・施工記録が取得できない場合の代替手段の確保
- ・ICTの導入による施工確認・報告の合理化 等

※関係建設業団体（5団体）において、告示を受けた自主ルールを策定

【工事監理】工事監理者が基礎ぐい工事における工事監理を行うに当たって留意すべき点をガイドラインとして策定

○工事監理者が留意すべき点として以下を規定

- ・地盤条件や工事施工者の施工記録の確認方法を把握
- ・工事施工者の確認が適正に行われているか等を確認 等

上記のほか、基礎ぐいに関する設計上の留意点や建築基準法の中間検査における留意点を周知

○中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会 中間とりまとめ（平成28年6月22日）

⇒建設業の構造的課題について対応策を提示

- ・民間工事における発注者・元請等の請負契約の適正化
…施工上のリスクに関する基本的考え方や協議項目等に関する基本的枠組みについて指針を新たに策定【7月14日に策定、関係団体に通知】
- ・実質的に施工に携わらない企業の施工体制からの排除
…一括下請負の禁止を徹底するため、その判断基準を明確化【9月下旬策定予定】
- ・施工体制における監理技術者等の役割の明確化
…元請と下請のそれぞれの技術者が担う役割を明確化
- ・技術と管理能力に優れた技術者の確保・育成と活躍
…受験機会の更なる拡大に向けた技術検定制度の見直し
- ・大量離職時代に向けた中長期的な技能労働者の確保・育成
…人と企業が共に成長する好循環を生む『人材投資成長産業』の実現に向けた総合的な施策の展開

※平成28年1月13日、横浜市都筑区のマンションに関し、三井住友建設、日立ハイテクノロジーズ、旭化成建材に対して監督処分等を実施。

※平成28年8月26日、特定行政庁（横浜市）が横浜市都筑区のマンションD棟について建築基準法の違反特定を行い、管理組合、三井不動産レジデンシャル、三井住友建設に対して是正勧告を実施。

- 発注者、受注者ともに限られた人員の下で監督・検査の更なる充実を図るため
 - ① 合理的で不正の抑制に効果的な監督・検査内容、方法
 - ② 品質確認体制のあり方を検討する

① 合理的で不正の抑制に効果的な監督・検査内容、方法

➤ 施工状況の確認作業の効率化が図られるICT(IoT)技術の導入

⇒ 検討の方向性①

➤ 不可視部分の確認が可能な非破壊試験の活用

⇒ 検討の方向性②

➤ 確認項目や頻度の増加と同等の効果が期待できる抜き打ち確認の実施

⇒ 検討の方向性③

② 品質確認体制のあり方

➤ より確実に品質確保を図るための品質確認体制のあり方

⇒ 検討の方向性④

- 施工状況の確認作業の効率化や不正行為の抑制を図るため、施工状況の映像記録の保存や施工データの自動計測やクラウド管理等のICT (IoT) 技術を導入することを検討

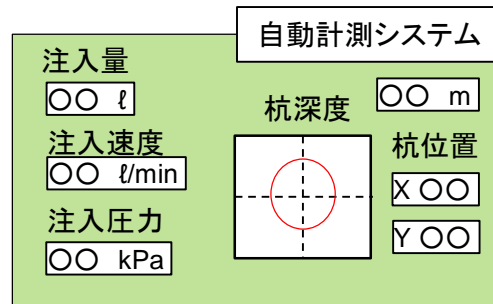
○ 導入するICT (IoT) 技術(場所打ち杭の場合)



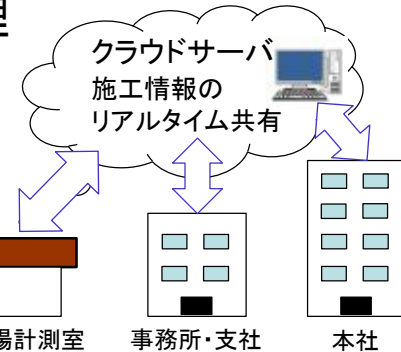
➢ ビデオ撮影による施工状況を記録・保存



➢ 自動計測管理や施工データのクラウド管理



施工データを転送し、クラウドサーバで管理



○ 期待される効果

- ・不可視部分の施工状況把握の充実
- ・不正行為の抑制
- ・確認作業の効率化
- ・工事書類の削減

○ 検討すべき課題

- ・映像のみで施工状況を把握する方法
- ・データ改ざん等を防止する技術の確立
- ・ICT導入に関する基準類の整備

➡ 試行工事により課題への対応状況を検証し、本格導入に向けて検討を行う

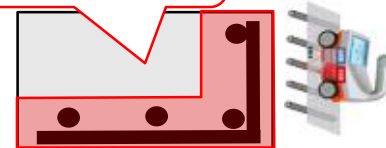
検討の方向性② 不可視部分の確認が可能な非破壊試験の活用

- 近年の非破壊試験に関する技術の向上に伴い、より広範囲・詳細に不可視部分を確認することが出来つつある
- このような非破壊試験を完成検査時に活用してコンクリート構造物の配筋状態確認を行い、段階確認の頻度を軽減することを検討

○ 配筋状態確認への非破壊試験の活用例

- 電磁波レーダー法等の非破壊試験を完成検査時に活用
非破壊試験の技術の向上で、コンクリート表面から約300mmの深さまで配筋状況をより詳細に測定可能となりつつある

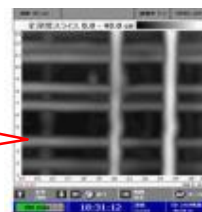
コンクリート表面から300mm程度



測定結果例

- 非破壊試験の活用と併せて、段階確認の頻度を軽減
鉄筋かぶりおよびコンクリート表面から300mm程度の配筋状態について、段階確認の頻度を軽減できないか検討

配筋状況を立体表示



(国土交通省新技術情報提供システムより引用)

○ 期待される効果

- ・不可視部分の確認
- ・不正行為の抑制
- ・配筋状態の段階確認頻度の軽減

○ 検討すべき課題

- ・使用技術の精度・汎用性の確認
- ・非破壊試験技術を活用した基準類の整備

➡ 活用にあたり、使用する技術の精度や汎用性について確認し、基準類を整備する
また、上記と同様な考え方で非破壊試験の活用を他工種へ拡大できるか検討を行う

- 現在の監督・検査方法は、受注者が工事目的物を不正を行わずに施工するという性善説が前提となっている
- 昨今の施工不良・不正事案への対応として、監督・検査への発注者の関与の強化が求められる中、発注者が常時現場に立ち会うことは負担を著しく増加し、現実的ではない
- このため、受注者へ事前通告せず、抜き打ちで施工状況の確認を実施する

○ 不可視部分の工種の施工状況の確認

➢ 落橋防止装置の溶接状況、地盤改良工事の薬液注入について抜き打ち確認を実施

適用工種		確認項目(例)
落橋防止装置	溶接状況	・超音波探傷試験 ・塗装等工程管理
地盤改良	薬液注入状況	・位置、間隔・深度 ・使用材料、注入量



超音波探傷試験



薬液注入状況

➢ 抜き打ち確認の方法(案)

確認内容	確認内容の評価
案1 施工状況(溶接状況や薬液注入状況等の確認)	○ 施工に影響を与えることなく確認が可能 × 段階確認が別途必要
案2 段階確認項目の規格値の合否等について、より詳細に確認	○ 段階確認並の品質確認が可能 × 確認作業の準備や確認を実施するため、施工の一次中断が必要

○ 期待される効果

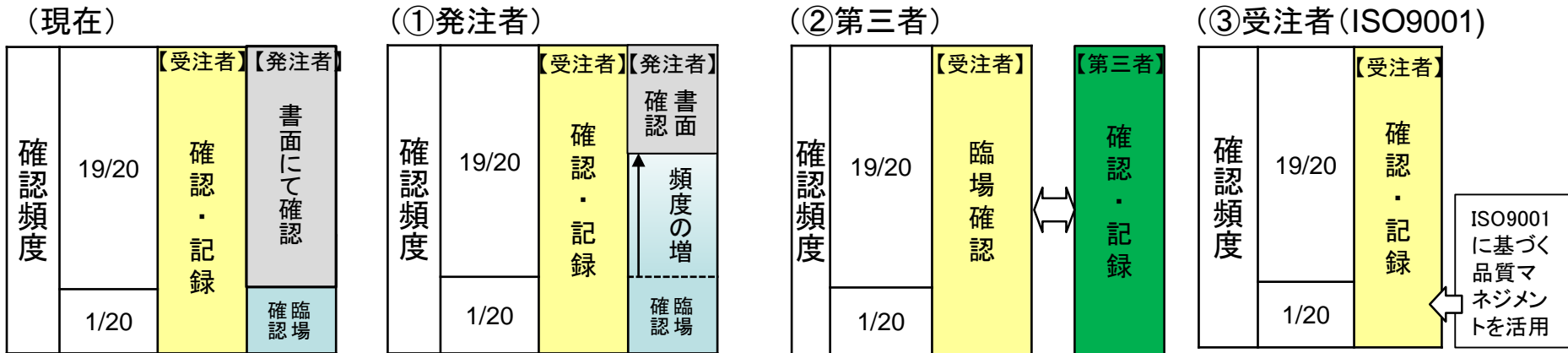
- ・ 緊張が保たれることによる不正行為の抑止

○ 検討すべき課題

- ・ 抜き打ち確認の方法(発注者による直接確認、カメラ等による間接確認)
- ・ 効果的な抜き打ち確認のタイミング、頻度

○ 施工不良や不正事案への対応として、受注者が実施してきた品質確認内容の充実(確認項目や頻度の増加等)が有効と考えられ、品質確認体制のあり方を検討

【確認頻度の充実イメージ(例:薬液注入工(使用材料、深度、注入量))】



【品質確認体制のあり方(案)】

実施者	実施内容	課題
① 発注者 (外部委託含む)	発注者による施工プロセスを通じた確認	・現在より頻度を増加する為には、体制(人員)増強が必要
② 施工者と契約した第三者	施工者と契約した第三者による施工プロセスを通じた確認	・確認行為の中立性確保に向けた第三者の資格制度の検討 ・瑕疵に対するリスク分担
③ 受注者 (ISO9001認証取得)	ISO9001に基づく品質マネジメントを活用した確認	・受注業者の約6割以上(一般土木Cの場合約6割が取得)はISO9001を取得しているものの、これに基づく確認は年間10件程度で普及が不十分

○ 期待される効果 ・ より確実な品質確認体制の確立

- 監督・検査にICT(IoT)技術を導入する範囲として、まずは、完成後確認が困難な不可視部分の工種を想定しているが、導入にあたっての課題は何か

- 抜き打ち確認する場合、確認方法としてどのような方法が適切か
(発注者が直接確認、カメラ等により間接的に確認)
また、どのようなタイミング、頻度で実施するのが良いか

- これまで受注者のみが実施してきた品質確認の充実方法として、どれが適切か
又は他の方法があるか
 - 1) 発注者の関与を増加
 - 2) 施工者と契約した第三者による品質確保の充実
 - 3) 品質管理マネジメントの認証資格の活用

2. 発注者間の連携強化

1. 発注者間の連携・自治体支援のあり方

現状と課題

- 担い手3法の改正、運用指針の策定を踏まえ、適切な発注関係事務の実現に向け、地域発注者協議会等をはじめ各主体が重層的に取り組みを実施
- “歩切りの根絶”に向けた取り組みなど、一定の成果が見られるものがある一方、適切な設計変更など、依然対応が十分でない指摘されているものも存在

適切な発注関係事務に向けた連携・支援の進め方について

既存の取り組みに加えて、下記の取り組みを推進

方策①ベストプラクティス等の共有 ～関心の高い発注者の更なるレベルアップ～

方策②発注者(地方公共団体等)が目安とできる指標の設定 ～全ての発注者のボトムアップ～

重点的に連携・支援に取り組むべき事項について

受発注者双方のニーズを踏まえ、下記の3項目を特に重点的に連携・支援する項目として設定

重点事項①積算能力の確保・向上(適正な予定価格の設定)

重点事項②適切な設計変更

重点事項③施工時期等の平準化

- ダンピング受注対策、適切な契約変更、適正な予定価格の設定について、多くの取組みが実施されている
- 内容を項目ごとに整理し、先進的な取組みを中心に、地域発注者協議会を通じて、情報共有を図る。

これまでに収集した取組み

分類項目上位5つ

全体	(983)
1. 低入基準・最低制限価格の導入・見直し等	(155)
2. 設計変更ガイドラインの導入・改訂等	(99)
3. 歩切りの廃止	(92)
4. 最新の単価・積算基準の適用等	(88)
5. 債務負担行為の活用等	(48)
うち、H27.4～に新規着手・見直し	(375)
1. 低入基準・最低制限価格の導入・見直し等	(58)
2. 設計変更ガイドラインの導入・改訂等	(31)
3. 歩切りの廃止	(28)
4. 債務負担行為の活用等	(25)
5. 最新の単価・積算基準の適用等	(23)

地方公共団体別

※()内は取組み件数

都道府県・政令指定都市	(223)
1. 債務負担行為の活用等	(21)
2. 設計変更ガイドラインの導入・改訂等	(20)
3. 最新の単価・積算基準の適用等	(16)
4. 低入基準・最低制限価格の導入・見直し等	(15)
5. 若手や女性などの登用を促す方式	(14)
市区町村	(760)
1. 低入基準・最低制限価格の導入・見直し等	(140)
2. 歩切りの廃止	(84)
3. 設計変更ガイドラインの導入・改訂等	(79)
4. 最新の単価・積算基準の適用等	(72)
5. 予定価格の事後公表	(33)

注)運用指針本文中の()書きに基づき分類。但し、以下については、取組み内容を細分化して集計を実施している。

(適正利潤の確保を可能とするための予定価格の設定)	⇒	<最新の単価・積算基準の適用等>、<見積り等の徴収>、<歩切りの廃止>
(発注や施工時期等の平準化)	⇒	<適切な工期の設定>、<債務負担行為の活用等>、<余裕期間制度の活用>、<早期執行>、<その他>
<ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表>	⇒	<低入基準、最低制限価格の導入・見直し等>、<予定価格の事後公表>、<入札金額の内訳書の提出>
(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)	⇒	<設計変更ガイドラインの導入・改訂等>、<その他>
(受注者との情報共有や協議の迅速化等)	⇒	<三者会議の実施>、<ワンデレスポンスの実施>、<その他>

2.【①ベストプラクティス等の共有】各地域発注者協議会の取組み 国土交通省

各ブロック地域発注者協議会では、適切な発注関係事務に実施に向けて、それぞれのニーズに基づいた取組を実施中

各地域発注者協議会における取組み状況

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
地域発注者協議会の体制強化	構成員の役職の格上げ (副首長や首長に格上げ)			●		●		●		
	協議会の役割の見直し (役割が「連絡調整」から「推進・強化」、調整連絡事項に「支援」の追加や変更等)	●	● (H28追加予定)	●	●	●		●	●	
	都府県毎の協議会の設置	●※2	●	●	●	●	●	●	●	●
取組内容の充実	発注関係事務の実施状況の把握	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	目標設定の有無	● (協議会目標値設定中)	● (協議会、各県毎目標値)	● (全国統一目標の項目に対して設定)	● (発注機関毎目標値)	● (発注機関毎目標値)	● (協議会指標値)	● (発注機関毎目標値) フォローアップ*	● (発注機関毎目標値)	● (発注機関毎目標値)
情報共有・公表の充実	発注見直し情報を統合して公表	● (リンク集)	●	● (リンク集)	● (リンク集)	● (リンク集)	● (リンク集)	● (リンク集)	● (リンク集)	●
	入札不調・不落状況の共有							●		
発注者へのの支援※1	ベストプラクティスの共有	●		●			● (予定)	●		●
	運用指針の説明会・講習会の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	相談窓口の設置・活用	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	工事検査への臨場体験	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	総合評価委員の派遣の調整	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	講師派遣・技術支援の実施等の調整		●	●		●	●	●	●	●
	講習の実施、研修の受入等の調整	●	●		●	●	●	●	●	●
	基準・要領・システム等の標準化・共有化の推進						●		●	●
	「発注支援WG」の設置				●				●	
	「公共工事発注者支援機関の評価制度」の設立					●				
	成績評定への臨場体験								●	
	外部支援者の活用の調整									

凡例：“●”取組み項目

※1：地域発注者協議会が企画・調整等を何らかの関与があったもの（地方整備局等が独自に企画実施したものは対象外）

※2：振興局単位の14の地方部会

2. 【①ベストプラクティス等の共有】地方自治体の取組事例紹介(北海道ブロック発注者協議会)

北海道ブロック発注者協議会(H28. 7. 19開催)では、地方自治体での取組事例をリーフレットとして配付

事例①北海道上ノ国町の例

- 施工条件の変化に応じた設計変更が適切に行うため、事務手続きが円滑に進むように事務処理等を変更
- 工事の軽微な設計変更の範囲を拡大 (10%で300万円以内 ⇒ 20%で300万円以内 平成28年2月～)
- 設計変更の議会承認条件緩和を議会へ要請準備中 (300万円以内→契約額の1割 平成28年度予定)

■ 軽微な設計変更の拡大(改正された事務処理要領の抜粋)

第2条 この要領において「軽微な設計変更」とは、現に施工中の建設工事に係る設計変更（当該設計変更につき、他の機関等の承認等を必要とする場合を除く。）のうち、当該設計変更に伴う請負代金額の増減見込額の累計（請負代金額の変更に、関して契約の変更を行ったものに係る設計変更に伴う増減額を除く。以下同じ。）が、現請負代金額の20パーセント以内で、かつ、300万円未満（当該設計変更に伴い新工種が生ずる場合においては、当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計が150万円未満）のものをいう。ただし、支出負担行為者（上ノ国町財務規則（昭和47年上ノ国町規則第22号）第2条第6号に規定する支出負担行為者をいう。以下同じ。）が特に重要な変更と認めるものを除くものとする。

■ 議会承認条件緩和(町長の専決処分事項の変更)

改 正 後	現 行
1 略	1 略
2 <u>議会の議決を経て締結した工事または製造の請負契約について、契約金額の10分の1に相当する金額の範囲内において変更契約を締結すること。ただし、当該変更契約により増加または減少する金額が5,000万円以上の場合は除く。</u>	2 <u>議会の議決を経た工事の請負契約について当該議決に係る契約金額を300万円以内の範囲内で変更すること。</u>
3 略	3 略

2. 【①ベストプラクティス等の共有】地方自治体の取組事例紹介(北海道ブロック発注者協議会)

事例②北海道津別町の例

- 津別町独自のチェックリストにより、町の技師によって作成された設計書の積算内容、施工期間及び施工条件などを適正なものであるか確認している。

■チェックリスト

設計書チェックリスト

工事(業務)名 _____

(を入れる)

項目	主な内容	設計者印		確認者印		備考
		該当有	該当無			
基本条件	金額は予算の範囲以内であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	工期は適正であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	施行時期、施工方法など条件明示があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	運搬路等の条件はあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	支障物件の移設、撤去は済んでいるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
設計図書	数量計算書の確認(記載、入力ミス等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	単価は適正であるか(歩掛条件の確認等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	図面と設計書の整合を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	図面に必要な項目が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	設計条件が図面に明示されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	図面と数量の整合がとれているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
公示用設計	金抜きになっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	設計書と公示用図書の整合がとれているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施工条件	捨土場、土取場の条件があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	施工上の制約条件はあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	仮設工について工法の指定などあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全対策について明確であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	他の工事と関連の場合、条件明示があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	支給品及び発生材の明示があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	再使用材料の明示はあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

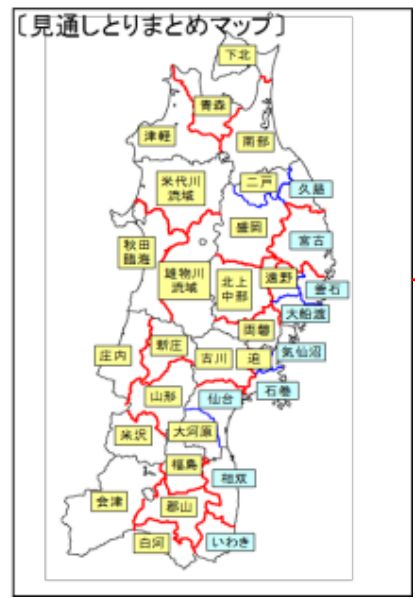
2.【①ベストプラクティス等の共有】発注見通しの統合・公表(東北地方発注者協議会)

東北地方発注者協議会では、国、県、市町村等の「発注見通しとりまとめ版」を平成25年11月1日より運用開始

■取組み方針

- ・国、県、市町村等の公表内容をまとめて掲載し内容も充実
- ・東北を32地区に分けて発注見通しをとりまとめ
- ・毎月1回の更新を基本とし、公表機関、内容の充実に努める

サイト名 : 東北地方整備局
 URL : <http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/koukyokouji/hacchusyakyougikai/mitoshimap.htm>



236機関(約9割)が参加
 【H28.9更新時点】

【東北地方発注者協議会】
平成25年11月1日現在

【各地区のページ】

※〇〇地区の発注見通し
 〇〇地区とは、〇〇市、〇〇町、〇〇村を含む地区です。

※ 平成25年11月1日以降に公告(指名)する見込みの工事を記載しています。
 ※ 予定価格が250万円以上の土木、建築の工事を記載しています。
 プレストレスト・コンクリート工事、鋼橋上り工事については、東北地方整備局発注工事のみ記載しています。
 ※ 下記の発注機関の発注見通しについては掲載されておりません。また他に掲載のない発注機関は工事発注予定がありません。
 発注機関名 : 〇〇町、〇〇村
 ※ ここに記載する内容は、平成25年11月1日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。
 ※ また、主要建設資材需要見込み量は、公表時点の概算の見込み数量であり、公表後変更することがあり
 ※ 公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお願いします。

□各発注機関の見通し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧下さい。)

東北地方整備局	東北財務局	東北地方環境事務所	〇〇県	〇〇市
東北農政局	仙台国税局	東日本高速道路(株)	〇〇町	〇〇村
仙台防衛局	東北運輸局	東北支社		
仙台高等裁判所				

■土木

発注機関名	担当事務所名	工事名称	工事場所(自)	工事場所(安)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概要	概算工事規模	備考
国土交通省東北地方整備局	〇〇事務所	国道〇〇号〇〇橋下部工工事	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	平成25年〇月	約〇ヶ月	橋台工1基 橋脚工1基 (主要建設資材需要見込み量) (1)生コンクリート約3,000m ³	300から580百万円 現時点では、C等級の参加を可能とする予定です。	
〇〇県	〇〇事務所	一般県道〇〇線〇〇道路改良工事	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	平成25年〇月	約〇ヶ月	道路土工 V=2,000m ³ 盛土工 V=1,500m ³	100から150百万円	
〇〇市	〇〇課	〇〇地区津波避難施設造成工事	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	指名競争入札	土木工事	平成25年〇月	〇日	造成工事 1式		

■建築

発注機関名	担当事務所名	工事名称	工事場所(自)	工事場所(安)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概要	概算工事規模	備考
国土交通省東北地方整備局	〇〇事務所	〇〇新築工事	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	一般競争入札	建築工事	平成25年〇月	約〇ヶ月	建築、電気設備、機械設備工事一式	30から60百万円	
〇〇市	〇〇課	災害公営住宅建設工事(〇〇地区)	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	指名競争入札	建築工事	平成25年〇月	〇日	戸建住宅6戸の建設		

➡ 業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価
 全体の見通しを共有することにより、計画的な発注、不調不落の回避、平準化の推進にも寄与

2.【①ベストプラクティス等の共有】基準類の標準化(近畿ブロック発注者協議会)

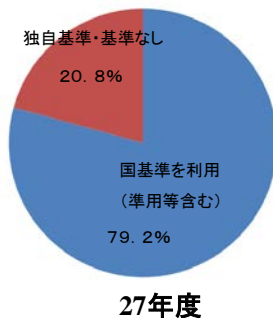
近畿ブロック発注者協議会では、基準類の適用状況等についてアンケート調査により実態やニーズを把握し、市町村等の効率的な発注関係事務の実施に向けた連携を促進

近畿ブロック発注者協議会による調査結果（H28年1月）

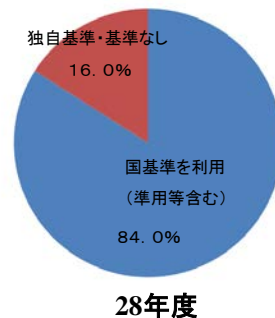
基準類の利用状況

■ 府県政令市に比べて市町村の基準・要領の標準化率は低いのが、「独自基準」や「基準なし」が減少傾向となっており、**基準・要領の標準化が進んでいる**。

府県政令市

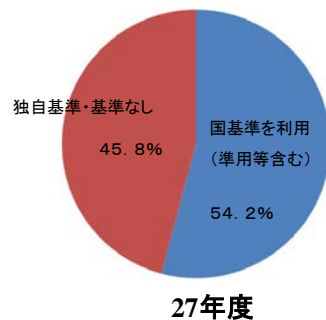


27年度

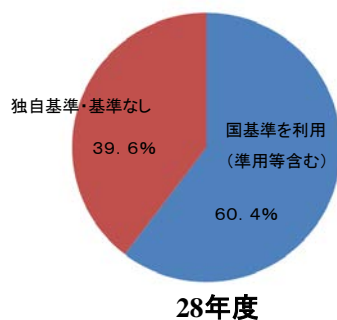


28年度

市町村



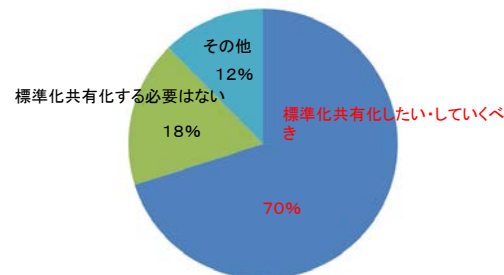
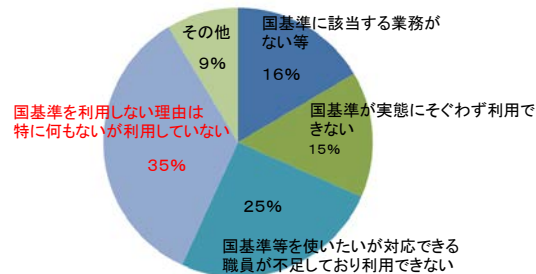
27年度



28年度

国基準を利用していない理由

- 「国基準を利用しない理由は特に何もない」が最も多く**35%**
- 一方、「標準化共有化したい・していくべき」は**70%**にも及ぶ



市町村基準類の標準化のニーズを踏まえ、標準化に向けた連携・支援を実施

3.【②ボトムアップ】発注者(地方公共団体等)が目安とできる指標の設定

各発注者の状況を発注者自らが確認できるよう全国统一指標の検討を開始

■検討状況

H28.2

重点3項目(積算、設計変更、平準化)を中心に、地域発注者協議会での目標設定の状況を収集

H28.3

指標(案)の検討

※H28.5 指標(案)について、地整等(都道府県等含む)に事前照会

H28.8~

各地域発注者協議会へ指標(案)等の情報提供
各地域発注者協議会で指標(案)について議論

H28.9~

9月9日までに各地域発注者協議会から意見提出
意見を踏まえ、必要に応じて修正を実施

指標の決定(全ての地域発注者協議会にて決定)

以降

各地域発注者協議会等において自主評価
必要な連携・支援を実施

評価結果の分析・公表や目標設定等、指標の活用策を検討

3.【②ボトムアップ】全国統一の指標案(8月2日時点)

全国統一指標(案)

実施項目	指標(案)	定義	指標分類(案)※ ※設計変更実施率、平準化率については、コリンズデータの結果を踏まえて設定	備考等
適正な予定価格の設定	最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)	・最新の積算基準:1年以内に更新されている積算基準 ・基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況:見積り等により積算する要領を整備し運用しているか	a:最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し活用 b:最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領は整備していない c:その他	
	単価の更新頻度	使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度。 ※対象は、物価資料に掲載のあるものとする。	a:1ヶ月(工事発注頻度が低く1か月以上発注工事がない団体において、発注時に更新する場合も含む)、b:3ヶ月、c:6ヶ月、d:12ヶ月、e:それ以上	
適切な設計変更	改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況	関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。	aガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c:設計変更を実施していない	入契法調査を活用
	設計変更の実施工事率	当該年度に完了した工事(契約金額500万円以上の工事)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率	【素案(別途設定)】 a:75%以上 b:50~75% c:25~50% d:0~25% e:設計変更を行っていない	JACIC(コリンズデータ)より提供可能(注1)
施工時期等の平準化	平準化率	平準化率:年度の平均稼働件数・金額と4~6月期の平均稼働件数・金額※との比率 対象:契約金額500万円以上の工事 稼働件数:当該月に工期が含まれるもの 稼働金額:最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの ※4~6月期が閑散期(最も数値が低い3ヶ月間)とならない場合は、連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。	【素案(別途設定)】 平準化率(4~6月期の平均稼働件数・金額/年度の平均稼働件数・金額) a:0.9以上、b:0.9~0.8、c:0.8~0.7、d:0.7~0.6、e:0.6以下	JACIC(コリンズデータ)より提供可能(注2)

(注1)都道府県・政令市のデータ(H25年度~H27年度)については、8月中をめぐりに提供予定。市町村のデータについては提供時期未定(作業の進捗を踏まえ別途提供時期を連絡予定)。
(注2)都道府県・政令市のデータ(H25年度~H27年度)については、8月中旬をめぐりに提供予定。市町村のデータについては提供時期未定(作業の進捗を踏まえ別途提供時期を連絡予定)。

4. 発注者間の連携体制の強化について

今後の方向性

- ① ベストプラクティス等のうち、発注見通しの統合・公表や基準類の標準化等、効果的な取組みについて、各地域での実施を促進。
- ② 発注者(地方公共団体等)が目安とできる指標を設定し、自らの発注関係事務の状況を適切に把握した上で、地方公共団体の体制等に応じた改善を促進。

ご意見いただきたい点

- 地方公共団体等における更なる品質確保に向けて、留意すべき点や他に取り組むべきことがないか